令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金簡易申請判定フロー図

ここからスタート

熊本市から令和4年4月分の児童扶養手当を受給している（受給予定を含む）

はい →
【ひとり親世帯給付金の「ア」に該当】
令和4年4月分の児童扶養手当受給者には申請不要で、令和4年6月17日（金）に支給しました。
ただし、令和4年6月までに令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない場合は、支給要件に該当することを確認後、申請不要で順次支給します。

いいえ（児童扶養手当が全部支給停止されている方は「いいえ」へ）

熊本市から令和4年4月分～令和5年3月分までのいずれかの月分の児童手当を受給（認定を含む）しており、児童手当受給者の令和4年度住民税均等割が非課税である

はい →
【ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金の「Ａ」に該当】
令和4年4月分の児童手当受給者には申請不要で、令和4年7月22日（金）に支給予定です。
ただし、上記以外の児童手当受給者の場合は、支給要件に該当することを確認後、令和4年8月から順次毎月末頃に申請不要で支給予定です。

いいえ（職場から児童手当を受給している公務員の方は「いいえ」へ）

熊本市から令和4年4月分～令和5年3月分までのいずれかの月分の特別児童扶養手当を受給（認定を含む）しており、特別児童扶養手当受給者の令和4年度住民税均等割が非課税である

はい →
【ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金の「Ａ」に該当】
令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者には申請不要で、8月末頃に支給する予定です。
ただし、上記以外の特別児童扶養手当受給者の場合は、支給要件に該当することを確認後、令和4年11月末頃と令和5年3月末頃に申請不要で支給予定です。

いいえ

18歳未満の児童（平成16年4月2日～令和5年2月28日までの間に出生した児童）を養育している

いいえ（養育していない） →
今回の給付金は、低所得の子育て世帯を支援する給付金となりますので、支給対象外となります。

はい（養育している）

ひとり親世帯に該当する（児童扶養手当の支給要件に該当しているが、所得等により児童扶養手当を受給できない方）

はい →
【ひとり親世帯給付金の「イ」か「ウ」に該当】
申請が必要です。（申請期限：令和5年2月28日（火）必着）
「ひとり親世帯給付金」のどの支給対象者の区分（公的年金等受給者または家計急変者）に該当するか確認の上、ご自身の該当する手続きをご確認ください。

熊本市ホームページ：　公的年金等受給者（イ）はコチラ
家計急変者（ウ）はコチラ

いいえ

主たる生計維持者（基本的に所得の高い方。児童手当を受給している場合は受給者）の令和4年度住民税均等割が非課税である

はい →
【ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金の「Ｂ」に該当】
申請が必要です。（申請期限：令和5年2月28日（火）必着）
「ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金」の『Ｂに該当する方』の手続きをご確認ください。

熊本市ホームページ：　Ｂに該当する方はコチラ

いいえ

主たる生計維持者（基本的に所得の高い方）の令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税均等割が非課税である方と同じ水準になった

はい →
【ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金の「Ｃ」に該当】
申請が必要です。（申請期限：令和5年2月28日（火）必着）
「ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金」の『Ｃに該当する方』の手続きをご確認ください。

熊本市ホームページ：　Ｃに該当する方はコチラ

いいえ

今回の給付金は、低所得の子育て世帯を支援する給付金となりますので、支給対象外となります。

この申請判定フロー図は、簡易的に作成しておりますので、申請判定フロー図に当てはまらない場合やわからない場合などは、下記コールセンターにご相談ください。

熊本市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター
電話番号：（０９６）３２８－７７７０
受付時間：９時～１７時（土・日・祝日を除く）